

○内閣府令第三号  
 文部科学省令第三号  
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三十八条の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年九月十六日

内閣総理大臣 石破 茂  
 文部科学大臣 阿部 俊子

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年文部科学省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（学校保健安全法施行規則の準用）</p> <p><b>第二十七条</b> 学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第一条、第二条、第五          条第一項、第六条第一項（第八号を除く。）及び第二項、第七条第一項から第四項まで及び第六          項から第八項まで、第八条第一項、第三項及び第四項本文、第九条第一項（第五号を除く。）、</p>	<p>（学校保健安全法施行規則の準用）</p> <p><b>第二十七条</b> 学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第一条、第二条、第五          条第一項、第六条第一項（第八号を除く。）及び第二項、第七条第一項から第四項まで及び第六          項から第八項まで、第八条第一項、第三項及び第四項本文、第九条第一項（第五号を除く。）、</p>

第十条から第二十四条まで並びに第二十八条から第二十九条の二までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。	[略]	第七条第一項	法第十三条第一項	次のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替える字句
		第六条第一項	法第十三条第一項		読み替えられる字句	満三歳以上の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下「園児」という。）に係る法第十三条第一項
					読み替えられる字句	満三歳以上の園児に係る法第十三条第一項

第十条から第二十四条まで並びに第二十八条から第二十九条の二までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。	[同上]	第七条第一項	法第十三条第一項		読み替えられる字句	読み替える字句
		第五条第一項	法第十三条第一項		読み替えられる字句	満三歳以上の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下「園児」という。）に係る法第十三条第一項
					読み替えられる字句	満三歳以上の園児に係る法第十三条第一項

この命令は、公布の日から施行する。

附 則